

あなたの国民年金

パート⁷⁸

ねんきんななちゃん

保険料の納付は有利な前納を

“納めることは、年金を受けるための
大切なポイントです”

国民年金保険料を前もって一度に納付することができる前納制度があります。前納しますと、毎月納める手間がはぶけ、納め忘れもなく安心です。さらに、保険料の割り引きもありお得です。

平成14年3月までの保険料を前納する場合の割り引き額は次の表のとおりです。



(平成13年度の国民年金保険料月額：13,300円・年額：159,600円)

前納する月	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月
前納額(円)	156,770	143,940	131,060	118,150	105,190	92,190
割引額(円)	2,830	2,360	1,940	1,550	1,210	910

前納する月	13年10月	13年11月	13年12月	14年1月	14年2月	14年3月
前納額(円)	79,150	66,070	52,940	39,770	26,560	13,300
割引額(円)	650	430	260	130	40	0

※この他6ヶ月分をまとめて納めることもできます。割引額は650円となります。

自営業、自由業などの人で
保険料を納めるのが困難なとき……

免除制度 をご利用ください

未納のままにしないで、ご相談ください

思いがけない病気やケガ、失業、営業不振などの理由で保険料が納められないときは、免除申請をして承認されると保険料が免除されます。国民年金の担当窓口へご相談ください。

次のような人は、申請して承認を受けると
保険料が免除されます。

- 所得が少なく、保険料を納める余裕がない
- 失業や営業不振などで、保険料を納めることができない
- 病気やケガで経済的に困っているなど

学生で収入がないので
保険料を納めるのは……

学生納付特例制度

をご利用ください

未納のままにしないで、申請してください

学生自身の収入が少ない場合、申請すれば保険料の納付が猶予されます。

猶予になっても10年以内ならば、あとから保険料を納めることができます(追納)。

猶予され追納しなかった期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。



問合せ先 住民課国保年金係

☎@1211 内線1231